（前のページより続き）

〔告　示〕

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省関係告示の整理に関する告示
（国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　四七
○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準等の一部を改正する告示（財務・農林水産一）　四九
○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件等の一部を改正する告示（農林水産一〇四）　五〇

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
独立行政法人国立美術館平成二十九事業年度財務諸表、阪神高速道路株式会社都市計画事業、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五一
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

本号で公布された法令のあらまし

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三号）（文部科学省）

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九四号）の施行期日を平成三一年一月一七日とすることとした。

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四号）（文部科学省）

一　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

1　政令の題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令」に改めることとした。

2　法別表第三に掲げる研究開発法人が行うことができる出資並びに人的及び技術的援助を定めることとした。

二　関係政令の整備（第二条～第七条関係）

その他研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九四号）（以下「改正法」という。）の施行に伴い必要となる関係政令の所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成三一年一月一七日）から施行することとした。

◇健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五号）（厚生労働省）

健康増進法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三一年一月二四日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三一年七月一日とすることとした。